

公立大学法人宮崎公立大学監事監査規程

平成19年4月1日
規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学定款（以下「定款」という。）に定めのあるもののほか、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）に置く監事が行う監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監事の基本的姿勢)

第2条 監事は、公正不偏の態度及び独立の立場で適切に監査を実施することにより、法人の掲げる理念及び目的が達成できるように努めなければならない。

(監査の目的)

第3条 監査は、法人の業務運営及び会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の区分)

第4条 監査は、業務監査及び会計監査とする。

(監査の対象)

第5条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 組織及び制度全般の運営状況
- (3) 予算の執行に関する事項
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- (6) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の種類及び方法)

第6条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 監査の方法は、書面監査及び実地監査とする。
- 3 定期監査のうち、業務監査は毎事業年度1回行い、会計監査は各事業年度の決算終了後、速やかに行う。
- 4 臨時監査は、監事が必要と認めたときに行う。

(監査の事務補助)

第7条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、その職員に監査の事務を補助させることができる。

- 2 監事の事務を補助する職員は、監事の指揮の下、公平かつ公正に実施に当たり、知り得た事項を漏らしてはならない。

(監査計画)

第8条 監事は、毎事業年度の当初に、次に掲げる事項を記した監査計画書を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、第6条第1項の臨時監査については、この限りでない。

- (1) 監査期日
- (2) 監査対象
- (3) 監査の方法
- (4) その他監査の実施に関し必要な事項

(役職員への質疑等)

第9条 監事は、いつでも、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員に対し、事務及び事業の報告（意思決定に係る文書の閲覧を含む。）を求め、又は、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 役員及び職員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

(重要な会議への出席)

第10条 監事は、役員会、経営審議会、教育研究審議会その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(内部監査班との連携)

第11条 監事は、公立大学法人宮崎公立大学内部監査規程（平成30年規程第140号）第4条第1項の内部監査班と密接な連携を保ち、内部監査の結果を活用するよう努めなければならない。

(監事が調査する書類)

第12条 監事は、法人が次に掲げる書類を市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

- (1) 地方独立行政法人法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
- (2) 宮崎市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「宮崎市規則」という。）で定める書類

(監査結果報告書等)

第13条 監事は、監査終了後1か月以内に、宮崎市規則で定めるところにより、監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、監査結果に基づき、正当な理由がない限り、是正又は改善措置を講じなければならない。
- 3 監事は、理事長に対して、監査結果報告書に関する措置状況等について報告を求めることができる。
- 4 理事長は、前項の規定による措置状況等について文書により監事に報告しなければならない。
- 5 理事長及び監事は、監査等の結果を踏まえて、法人の運営及び業務の改善について、定期的に意見交換を行うものとする。

(市長への報告等)

第14条 監事は、地方独立行政法人法第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき、市長に対して意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(不正行為等の報告)

第15条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人法、他の法令、宮崎市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、市長に報告しなければならない。

- 2 役員は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(事故等の報告)

第16条 役員及び職員は、次に掲げる場合は、直ちに、文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

- (1) 業務上の重大な事故又は異例の事項が発生した場合
- (2) 役員又は職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実が発生した場合

(改廃)

第17条 この規程の改廃については、監事の意見を聴かななければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。